

糖尿病について

11月12日～16日は、糖尿病週間です

糖尿病とは？

日本の成人のうち、**11%**が糖尿病を抱えています。
また、そのうち**半数が未治療**ということもわかっています。

血液中の糖분을調節する役割を持つのが「**インスリン**」という物質です。この「インスリン」が分泌されなくなったり、十分に働かなくなるのが『**糖尿病**』です。

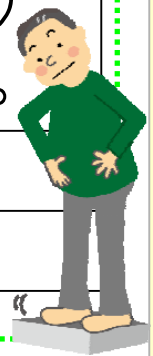
◆糖尿病の種類

1型糖尿病: 子供の頃に発症することが多く、インスリンが作れなくなるのが原因。

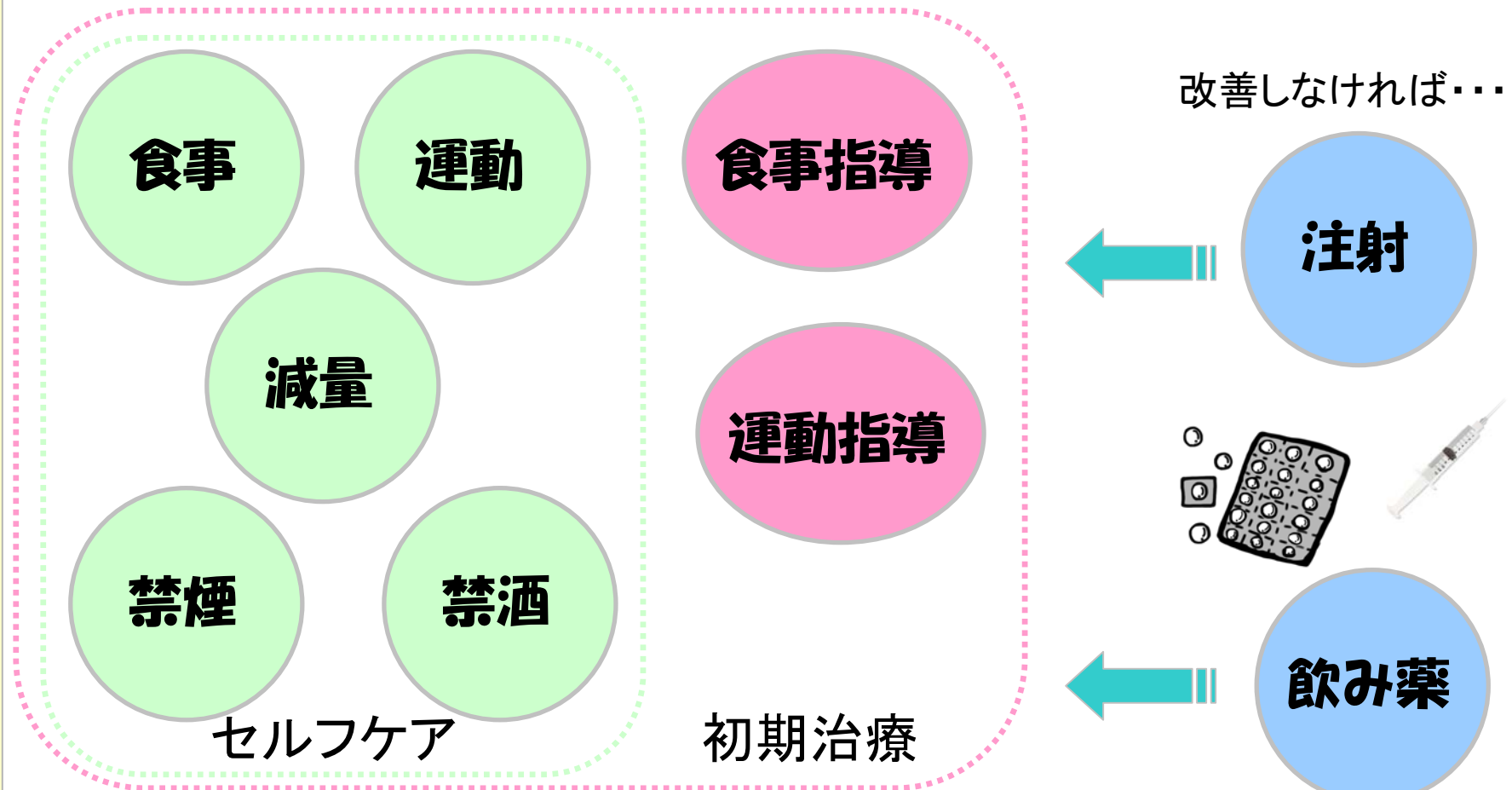
2型糖尿病: 遺伝・年齢・肥満・生活習慣(**食事や運動不足**)などが原因。**わが国の糖尿病の95%以上はこのタイプ**です。

他の病気や薬剤によって引き起こされるもの

妊娠によって引き起こされるもの(妊娠糖尿病)



糖尿病の治療とセルフケア



！ 受診勧奨・要治療の方は必ず早めに受診しましょう！

！ 既に治療中の方は、受診・内服など主治医の指示を守りましょう！

！ 心配な事があったら出来るだけ早く相談しましょう！

糖尿病と就業

就業に影響のある症状・・・糖尿病の『合併症』と言われる様な症状が出てくると、就業に支障が出てきます。

■ **神経障害**：最も早く出現する合併症です。両手足のしびれや冷え、痛み・感覚が鈍ってくるため、ちょっとした怪我に気付かず、入院が必要になるほど悪化してしまうこともあります。

■ **視力障害**：糖尿病性網膜症といって、目がかすんだり、見えにくくなり、業務に支障を来たす他、最悪の場合**失明**してしまうことがあります。

■ **血管障害**：細い血管がつまると、神経障害・視力障害の他に、腎臓にも悪い影響が出てきます。腎臓に障害が起きると、最悪の場合、『人工透析』が必要になり、**通常の勤務が出来なくなる可能性**があります。

また、大きな血管が詰まりやすくなるので、**心筋梗塞**や**脳卒中**になる確率も高くなります。

糖尿病を抱える社員への配慮

糖尿病で治療中の社員がいる場合、病状に応じて、以下のような配慮が必要になる場合があります。

●就業への配慮

食事の時間の確保(空腹時間が長くなると低血糖の恐れあり)
インスリン注射が打てる環境の配慮

●就業制限

残業不可・残業禁止 / 通院治療への配慮
就業内容の制限(時短勤務、長時間の立位不可、深夜勤務不可など)
合併症等の症状による、業務内容(配置)の転換

●就業不可

療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない



就業判定の流れ

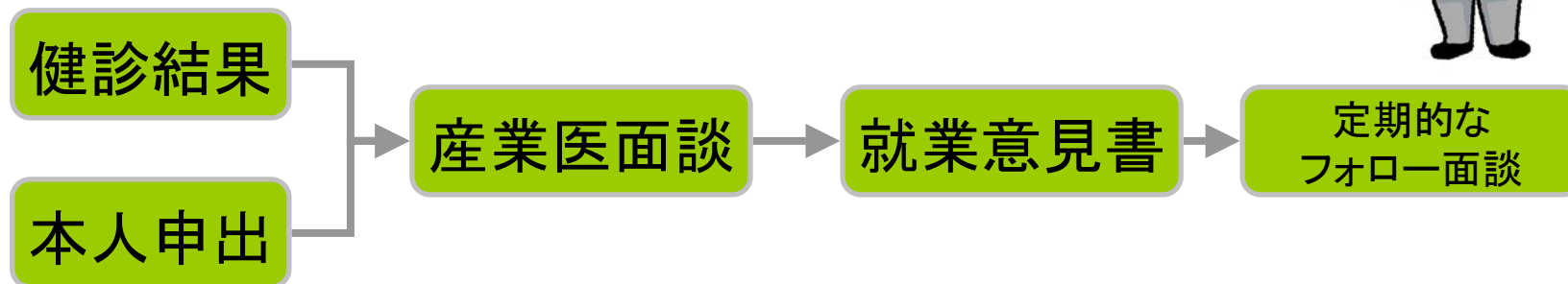
健診結果

本人申出

産業医面談

就業意見書

定期的な
フォロー面談



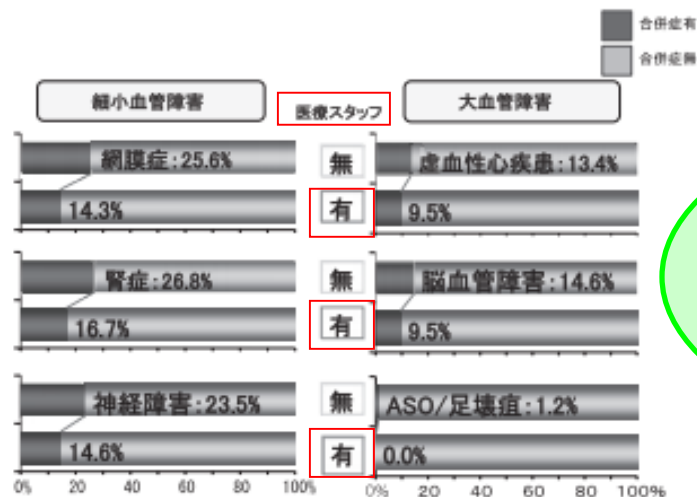
糖尿病の予防と健康診断



糖尿病が進行しているけれど、未治療
 糖尿病を治療しているけれど、病状が悪い
 糖尿病になったばかりで、悪化を防ぐ必要がある

このような社員を健康診断の結果からピックアップし、受診を勧めたり、産業医や保健師面談を実施することで、重大な合併症を防ぐことができます！！

医療スタッフの有無と慢性合併症有病率※



①健診受診率の向上
 ②健診事後措置(受診勧奨・面談)
 に取り組みましょう！！

※日本職業・災害医学会開始 JJOMT Vol.59 No.5
 「就労と治療の両立・職場復帰支援(糖尿病)の研究(第一報)」より引用